

小中学生の道民カレッジ受講システム及び称号授与について

<小中学生の道民カレッジ受講の意義>

道民カレッジは道民の生涯学習をより一層振興するとともに、自立した北海道を創造する人材の育成を図ることを目的に実施している。これからの北海道を担う小中学生が道民カレッジを通じて北海道や自分の生まれ育った地域を知り理解することを通して、学校外教育（生涯学習）の入口としての機会の提供に努め、本道の子どもたちの喫緊の課題である学力、体力向上及び望ましい生活習慣の定着など、子どもの生きる力を育成するものである。

<受講システム>

1 指定講座及び子ども向け連携講座を実施する。

(1) 指定講座とは、子ども向け連携講座の中から北海道の未来を担う次世代の育成に資するものの中から指定した講座であり、青少年のリーダーを養成する事業や北海道のグローバル化を担う人材育成事業、北海道の教育の喫緊の課題に対応した事業を含むものからセンター運営協議会専門部会が指定するものとする。

(2) 子ども向けの連携講座の指定条件

- ①道民カレッジに賛同する機関や団体、企業等が開催するもの
- ②北海道の歴史や文化等を中心とした「ほっかいどう学」をはじめ、学力や体力の向上、望ましい生活習慣の定着事業に関するもの
- ③豊かな体験活動を通じた青少年の健全育成事業に関するもの

2 学習単位の認定 ※道民カレッジの称号奨励賞授与等取扱要領に準拠

小中学生の道民カレッジ生が、指定講座、連携講座を受講した場合の学習単位の認定は以下のとおりとし、道民カレッジ手帳に学習単位を記録する。

(1) 指定講座は、講座時間数にかかわらず1講座全日程の8割以上の出席で必修4単位を認定する。

(2) 子ども向け連携講座については、登録連携講座全日程の8割以上の出席で2単位を認定する。

3 称号の授与

「道民カレッジ」（小中学生向け）において、次に定める履修方法により所定の単位を取得した場合、本人の申出により次の称号を授与する。

(1) 50単位を取得した場合、小中学生向け連携講座の履修単位により「道民カレッジ Jr 学士（仮称）」の称号を授与する。

(2) 100単位を取得した場合、小中学生向け連携講座の履修単位により「道民カレッジ Jr 修士（仮称）」の称号を授与する。

(3) 150単位を取得した場合、小中学生向け連携講座の履修単位により「道民カレッジ Jr 博士（仮称）」の称号を授与する。

※参考：小学校3～6年と中学校1～3年（7年間）

学士号：1年で8単位×7年＝56単位、修士号：1年で16単位×7年＝112単位

博士号：1年で24単位×7年＝168単位

4 履修方法

(1) 称号取得のために必要な最低単位数は、次のとおりとする。

	指定講座 (必修単位)	子ども向け連携講座 (単位)	合計
履修講座	①道教委の青少年リーダー養成事業 ②Jr イングリッシュキャンプ、イングリッシュキャンプ ③青少年体験活動支援施設のパイロット事業及び共通事業	①各管内、各市町村の事業 (講座) ②青少年体験活動支援施設の事業 (講座) ③民間、社会教育関係団体等の事業 (講座)	
	8 単位 (1 講座 4 単位程度× 2 回)	42 単位 (1 講座 2 単位程度× 21 回)	50 単位

(2) 前項の規定により、J r 学士 (仮称) の称号を取得する要件を満たした者が、J r 修士 (仮称) の称号を取得するためには、さらに必修単位 8 単位、子ども向け連携講座で 42 単位、合わせて最低 100 単位の取得を必要とする。

(3) 前項の規定により、J r 修士 (仮称) の称号を取得する要件を満たした者が、J r 博士 (仮称) の称号を取得するためには、さらに必要単位 8 単位、子ども向け連携講座で 42 単位、合わせて最低 150 単位の取得を必要とする。

5 称号授与の手続き

(1) 称号の授与を希望する者は、申請書 (別記様式) に必要事項を記入の上、手帳とともに道民カレッジ事務局 (以下、「事務局」という。) に提出する。

(2) 事務局は、提出された手帳の取得単位を確認し、称号授与の要件を満たしているかを確認し、認定書の交付を行う。

(3) 称号の授与は、称号別の認定証 (別紙様式①～③) の交付をもって行う。

<想定される講座>

1 指定講座

道教委の青少年リーダー養成事業、ジュニアイングリッシュキャンプ、イングリッシュキャンプ、青少年体験活動支援施設のパイロット事業、共通事業を指定する。

(1) 青少年リーダー養成事業

- ①青少年の体験活動推進事業「ジュニアリーダーコース」(対象：中高校生、2泊3日)
- ②指導者等養成研修事業(施設)

各青少年体験活動支援施設において、1事業以上行っている(例：指導者、ボランティア、リーダーなど)

(2) ジュニアイングリッシュキャンプ

子どもたちが外国の方々と一緒に過ごしなが、英語や外国の文化に触れる体験を提供します。また、保護者の方々にも参加していただき、グローバル化時代の子育てについて考える機会としてのキャンプ(対象：幼児(4歳以上)～小学校4年生とその保護者、1泊2日)

(3) イングリッシュキャンプ

「生きた英語」を学び、外国人(ALTや留学生等)とオールイングリッシュによる体験活動などを通して英語力を高め、国際感覚を磨くキャンプ(対象：小学生(原則5年生以上)、中学生、高校生、1泊2日・3泊4日・4泊5日の3回)

(4) パイロット事業

各青少年体験活動支援施設において、次のメニューにより5事業を実施している。(1泊2日が中心)

- ①不登校、発達障害児などを対象としたプログラム
- ②環境に対する気づきや環境保全に向けた行動力を高めるプログラム
- ③学習習慣の定着を図るプログラム
- ④職業体験・職業観の育成を図るプログラム
- ⑤防災意識や災害時の対応力を高めるプログラム
- ⑥北海道や地域の歴史・文化を学ぶプログラム(ほっかいどう学ジュニア検定の活用等)
- ⑦子どもたちの体力の向上や運動習慣の定着を図るプログラム ※複数回(年4回以上)実施する
- ⑧家庭教育・子育て支援のためのプログラム
- ⑨中高生のコミュニケーション能力を高めるプログラム
- ⑩ICTへの興味関心やネットモラルの意識を高めるプログラム

(5) 共通事業 各青少年体験活動支援施設において、次の3事業を実施している。(1泊2日が中心)

- ①ほっかいどうファミリーキャンプ
- ②子どもの読書活動の普及や啓発を図る事業
- ③基本的な生活習慣の定着や生活リズムの改善を図る事業

(6) 国公立青少年教育施設の事業の中で、道のパイロット事業のプログラムと同様なもの

2 連携講座

(1) 青少年体験活動支援施設の事業

①共催・協働事業

各施設において、国、市町村や社会教育関係団体等と共催・協働して実施する事業(協力は含まない)とし、4事業以上を行っている

②一般事業

各施設において、宿泊を伴う事業については、7事業以上を行っている。

③自主企画事業

上記以外の事業を行っている。

(2) 市町村や機関、民間、社会教育関係団体等が主催する各種事業・講座

- ①北海道及び道内の市町村(施設等の指定管理者を含む)が実施するものであること
- ②学校の開放講座及び高等教育機関等が実施する公開講座等であること
- ③道民が学習成果を活用して実施する自主企画講座であること
- ④その他、道民の生涯学習活動を推進に資すると認められたものであること